

平成 25 年 2 月 1 日

お客様各位

東奥信用金庫

経営革新等支援機関の認定について

東奥信用金庫(理事長 阿保 篤)は、中小企業の経営力強化を図る目的で施行された「中小企業経営力強化支援法」に基づく「経営革新等支援機関」として認定されましたので下記の通りお知らせいたします。

引き続き、中小企業の皆様の経営課題解決のためコンサルティング機能の向上に努めて参ります。

記

1. 認定日

平成 25 年 2 月 1 日(金)

2. 経営革新等支援機関について

(1) 制度の趣旨

中小企業の財務内容等の経営分析や事業計画の策定支援・実行支援を行うため、金融・財務等に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者を国が認定し、中小企業の支援の担い手を多様化・活性化させることで、中小企業がもつ潜在力・底力を最大限に引き出し、経営力の強化を図ることを目的としています。

(2) 当金庫の支援内容

経営改善支援、事業計画策定支援、事業承継、金融・財務

(3) 支援業務を行う窓口

当金庫本支店の融資係

3. 「経営力強化保証制度」について

下記制度の取扱いをしております。

(1) 制度名 経営力強化保証制度

(2) 対象者 認定経営革新等支援機関の支援を受け、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者

(3) 資金使途 運転資金及び設備資金

(4) 保証料率 通常の保証料率から最大0.2%割引

以上